

4.1 照明経済

照明設計の際、その照明効果が適切であることはもちろんのこと、その経済性についても十分考慮しなければなりません。検討項目として初期設備費、固定費、電力費、維持費に分けられますが、一般にはこれらを総合して単位期間中（一般には1年）、単位照度当たり最も安価につくものを最良とします。

ここでは、「日本照明器具工業会 技術資料114-1996」に基づいた計算方法を説明します。ただし、価格や数値がはっきりしているものについてはその値を採用してください。

4.1.1 基本計算式

照明施設の経済比較は、原則として平均照度当たりの1年間の照明費によります。これは1lx当たりを得るためにかかる費用のことで、この値が小さいほど経済的といえます。ただし、施設によっては年間照明費で判断した方がよい場合もあります。

$$\begin{aligned} \text{1lx当たりの照明費} &= \text{照明費} / \text{平均照度} \\ \text{照明費} &= \text{固定費} + \text{年間電力費} + \text{維持費} \\ \text{固定費} &= \text{光源を除いた設備費} \times 0.14 \\ \text{設備費} &= \text{照明器具費} + \text{光源費} + \text{安定器費} + \text{取付費} + \text{配線工事費} \end{aligned}$$

(1) 配線工事費

配線工事費は分電盤以降（分電盤含む）の1灯当たりの配線費と工事費の合計となります。照明の所要電力の比率が大きくなる場合は電源トランスも含めてください。表1.1～1.3に標準的な取付け配線費（含工事費）を示します。

表1.1 蛍光灯器具の配線取付け単価

器具の種類	設計照度(lx)	
	500未満	500以上
直付形 32形×2	18,000円	15,000円
埋込形 32形×2	23,000円	21,000円
直付形 40形×2	19,000円	15,000円
埋込形 40形×2	27,000円	24,000円
直付形 110形×1	33,000円	28,000円
埋込形 110形×1	48,000円	40,000円
直付形 110形×2	41,000円	35,000円
埋込形 110形×2	59,000円	51,000円

(備考) 対象としたランプ種別は次のとおりです。(以下同様)
32形:FHF32, 40形:FLR40S, FLR40S/36,
110形:FLR110H, FLR110H/100

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

表1.2 屋内照明用HID器具の配線取付け単価

器具の種類(光源光束による分類)	設計照度(lx)	
	500未満	500以上
光束20,000lm未満	48,000円	34,000円
光束20,000lm以上40,000lm未満	70,000円	50,000円
光束40,000lm以上80,000lm未満	116,000円	81,000円
光束80,000lm以上	137,000円	96,000円

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

表1.3 屋外スポーツ照明用HID器具の配線取付け単価

器具の種類	単価
投光器	330,000円

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

4.1.2 年間電力費

$$\text{年間電力費} = \text{器具の消費電力} \times \text{取付け台数} \times \text{年間点灯時間} \times \text{電気料金}$$

(1) 器具の消費電力

白熱灯の場合は、電球の消費電力がそのまま器具の消費電力となりますが、蛍光灯やHIDのような放電灯は安定器損失分も含めて消費電力とします。

(2) 年間点灯時間

施設によって点灯時間は種々ですが、特に指定がない場合は表1.4を採用してください。

(3) 電気料金

電気料金は基本料金と電力量料金を合わせ1kWh当たりの金額で表してあります。電力会社、契約種別、使用電力量によって異なりますが、9電力会社の平均的目安を表1.5に示します。

表1.4 年間点灯時間

使用場所	事務所・店舗	工場（一般）	工場（全日操業）	体育館	グラウンド	道路	住宅（団らん用の部屋）
年間点灯時間	3,000時間	3,000時間	8,000時間	1,500時間	600時間	4,000時間	2,000時間

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

表1.5 電気料金

契約種別	契約容量	電気料金 (円/kWh)	用途
従量電灯 丙	6kVA以上 50kW未満	27	オフィス・店舗(小形)
業務用電力	50kW以上	23	オフィス・店舗・体育館・ グラウンド・トンネル・道路
小口電力	500kW未満	21	工場(小形)
大口電力	500kW以上	13	工場(大形)
家庭用電力		23	一般家庭

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

4.1.3 維持費

$$\text{維持費} = \text{交換光源費} + \text{ランプ交換人件費} + \text{照明器具清掃費} + \text{修繕補修費}$$

(1) 交換ランプ費

集団交換の場合の交換ランプ費は次によります。集団交換とは不点ランプはそのまま、保守時点で全てのランプを一斉に交換する方式です。

$$\text{交換ランプ費} = \text{光源単価} \times \text{年間ランプ交換数}$$

$$\text{年間光源交換数} = \frac{\text{年間点灯時間} \times \text{総使用本数}}{\text{ランプの定格寿命} \times 0.7}$$

ランプ交換の時期は、ランプの定格寿命の70%として計算します。

(2) ランプ交換人件費・照明器具清掃費

表1.6～表1.9に示します。

(3) 修繕補修費

使用期間中に発生する透光性カバー、ソケットの破損、安定器交換等の照明器具補修費並びに配線補修費として、年間で、ランプ、グロースタータを除いた設備費の1%(0.01)を見積ります。

表1.6 ランプ交換人件費

ランプ使用場所	ランプ取付け高さ	ランプの種類			HIDランプ
		蛍光ランプ 32W	蛍光ランプ 40W	蛍光ランプ 110W	
事務所・工場	3.5m未満	200円	200円	400円	800円
	3.5m以上	400円	400円	800円	1,100円
屋外スポーツ施設	10m以下	—	—	—	1,900円
	20m以下	—	—	—	3,900円
	30m以下	—	—	—	11,000円

(備考) 国道等の道路照明器具の場合は、1灯当たり19,000円とします。

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

表1.7 器具清掃費(取付け高3.5m未満)

照明器具の種類	ランプの種類						HIDランプ
	蛍光ランプ						
	32W×2	40W×1	40W×2	40W×3	110W×1	110W×2	
露出形	1,150円	900円	1,150円	1,800円	1,800円	2,250円	850円
下面開放形	1,500円	1,150円	1,500円	2,250円	2,250円	2,950円	
カバー付き形	2,250円	1,800円	2,250円	3,450円	3,450円	4,450円	

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

表1.8 器具清掃費(取付け高3.5m以上)

照明器具の種類	ランプの種類						HIDランプ
	蛍光ランプ						
	32W×2	40W×1	40W×2	40W×3	110W×1	110W×2	
露出形	1,800円	1,350円	1,800円	2,650円	2,650円	3,450円	1,100円
下面開放形	2,250円	1,800円	2,250円	3,450円	3,450円	4,450円	
カバー付き形	3,450円	2,650円	3,450円	5,250円	5,250円	6,800円	

(備考) 国道等の道路照明器具の場合は、1灯当たり12,500円とします。

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

表1.9 スポーツ照明器具の清掃費

照明器具	取付け高	清掃費(円)
投光器	10m以下	1,850
	20m以下	3,900
	30m以下	11,000

日本照明器具工業会 技術資料114-1996

4.1.4

経済比較計算例

工場照明において、従来形セード(照明方式Ⅰ)、新形セード(照明方式Ⅱ)、新形増反射セード(照明方式Ⅲ)を比較した例を下の表1.10に示します。

表1.10 経済比較表(例)

共通条件		面積	20.0 m × 32.0 m = 640.00 (㎡)		備考	
		灯高	8.0 (m)	年間点灯時間		3,000 (h)
		室指数*	1.53	清掃回数		1 (回)
		所要照度	500 (lx)	電気料金単価		21 (円)
		反射率*	天井: 30%	壁: 30%		床: 10%
		照明方式				
形式	器具形式	SAW413	SAW415(中照形)	SAW415Z(中照形)		
	ランプ形式	HF400X	M180FCELSH-W/BUD	M360FCELSH-W/BUD		
	安定器形式	H4CC2A(B)352	H2CC2A(B)352	H4CC2A(B)352		
照明設計	A1	ランプ光束 (lm)	22000	19800	41400	
	A2	ランプ数 / 器具 (灯)	1	1	1	
	A3	安定器数 / 器具 (台)	1	1	1	
	A4	照明率	0.55	0.64	0.71	
	A5	保守率	0.71	0.69	0.69	
	A6	器具台数 (台)	40	40	16	
	A7	設計照度 (lx)	532	546	507	A1 × A2 × A6 × A4 × A5 / 広さ
設備費	B1	ランプ費 (円)	5,850	17,800	19,600	
	B2	安定器費 (円)	20,200	14,100	20,200	
	B3	器具費 (円)	4,350	4,800	19,500	
	B4	付属金具費 (円)	3,900	3,900	3,900	
	B5	配線取付費 / 器具 (円)	50,000	34,000	50,000	*ランプW数より選択(Ⅲ)
	B6	初期設備費 (円)	3,372,000	2,984,000	1,811,200	(B1 × A2 + B2 × A3 + B3 + B4 + B5) × A6
	B7	" (%)	100	88	54	
固定費	C1	償却係数	0.14	0.14	0.14	
	C2	固定費 (円)	439,320	318,080	209,664	(B6 - B1 × A2 × A6) × C1
	C3	" (%)	100	72	48	
維持費	D1	ランプ寿命 (h)	12,000	15,000	20,000	
	D2	年間交換ランプ数 (灯)	15	12	4	A2 × A6 × 年間点灯時間 / (D1 × 0.7)
	D3	年間交換ランプ費 (円)	87,750	213,600	78,400	B1 × D2
	D4	ランプ交換人件費 (円)	1,100	1,100	1,100	
	D5	年間ランプ交換人件費 (円)	16,500	13,200	4,400	D4 × D2
	D6	器具清掃費 (円)	1,100	1,100	1,100	
	D7	年間清掃費 (円)	44,000	44,000	17,600	D6 × A6 × 清掃回数
	D8	修繕補修費 (円)	31,380	22,720	14,976	(B6 - B1 × A2 × A6) × 修繕補修係数0.01
	D9	年間維持費 (円)	179,630	293,520	115,376	D3 + D5 + D7 + D8
	D10	" (%)	100	163	64	
電力費	E1	消費電力 / 器具 (kw)	0.415	0.205	0.395	
	E2	年間電力量 (kwh)	49,800	24,600	18,960	E1 × A6 × 年間点灯時間
	E3	年間電力費 (円)	1,045,800	516,600	398,160	電気料金単価 × E2
	E4	" (%)	100	49	38	
照明費	F1	年間照明費 (円)	1,664,750	1,128,200	723,200	C2 + D9 + E3
	F2	" (%)	100	68	43	
	F3	年間照明費 / lx (円)	3,129	2,064	1,426	F1 / A7
	F4	" (%)	100	66	46	

(1) 二酸化炭素排出量

電気の使用にともなう二酸化炭素排出量の計算には、1kWhあたりの排出量を示した排出係数を利用します。排出係数は、電気供給者による違いや、火力や原子力などの発電比率の違いにより様々な値が公表されています。

地球温暖化対策推進法で毎年公布されることになっている政令で定められる全電源平均の「デフォルト値」と呼ばれるもの、電気事業連合会から報告されるもの、各電力会社から発電比率により報告されるものなどがあり、目的に最も近い算定基準の値を採用することが必要です。照明器具工業会では、環境省の環境家計簿用排出係数の値(0.43kg-CO₂/kWh)を採用しています。

経済比較計算例(表1.10)のIでは、年間電力量が⁴49800kWhなので、

$$49800 \times 0.43 = 21414\text{kg} \approx 21.4\text{t}$$

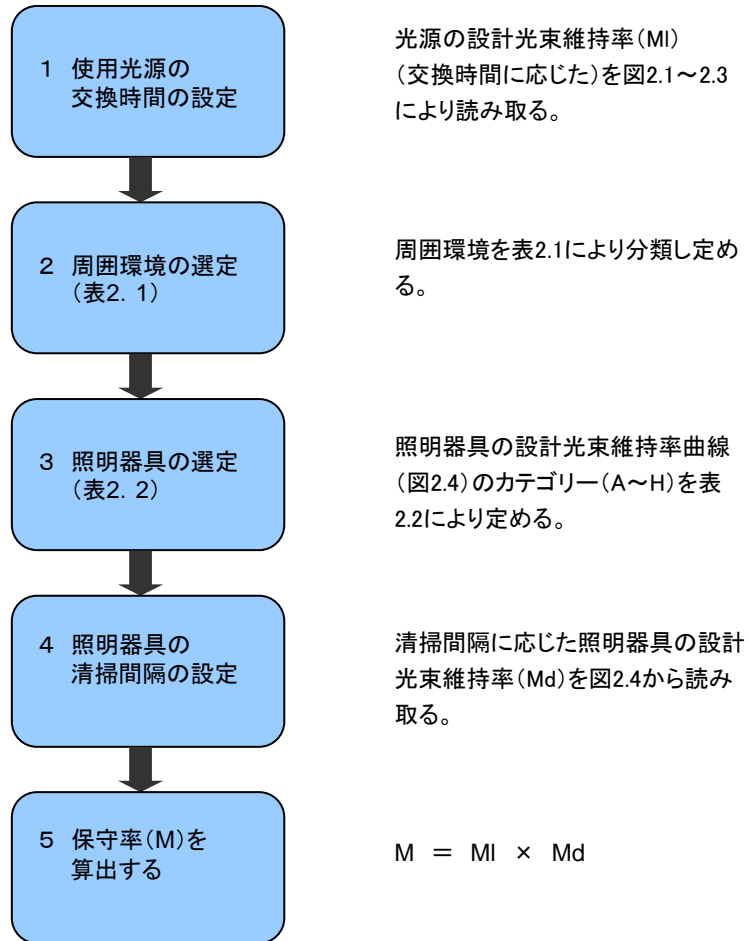
の二酸化炭素排出量となります。

4.2 保守管理

照明設備は長時間使用しますと、光源自体の光束の低下や、器具表面の汚れ、室内面の汚れによって照度が徐々に低下してきます。このような照度の低下を補うため照明計算の中に各種の状況を想定した補正係数(保守率)を加え、その設備に必要な照度(維持照度)より高い値を計画します。

4.2.1 保守率(M)の算定

保守率の算定手順は以下のようになります。



清掃間隔を年1回としたときの標準的保守率を表2.3～2.4に示します。

図2.1 白熱電球系の設計光束維持率曲線(MI)

照明学会技術指針JIEG-001(2005)

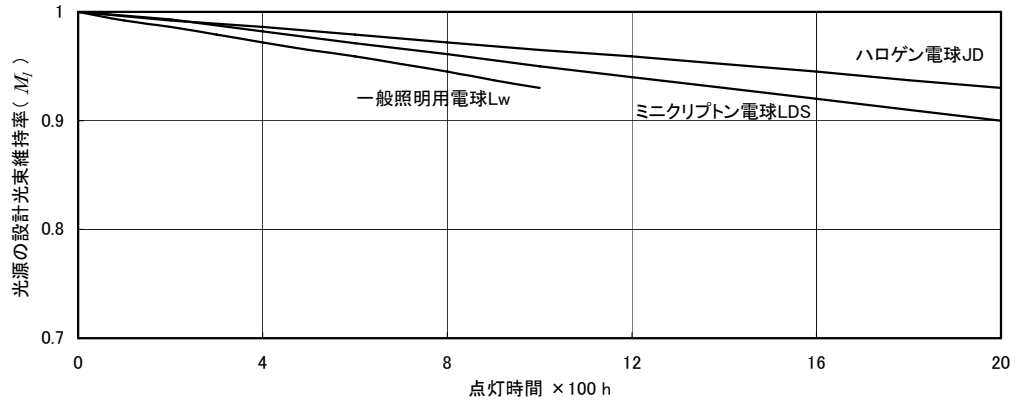


図2.2 蛍光ランプの設計光束維持率曲線(MI)

照明学会技術指針JIEG-001(2005)

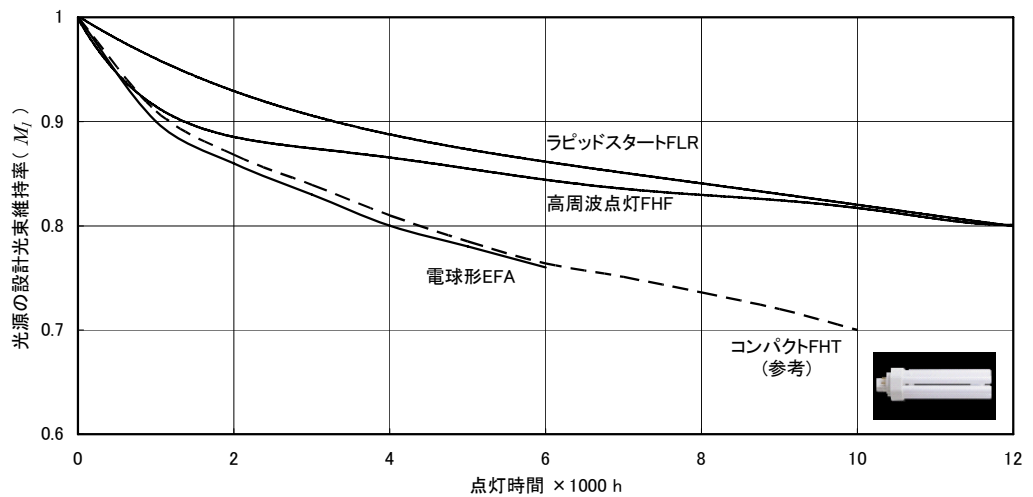
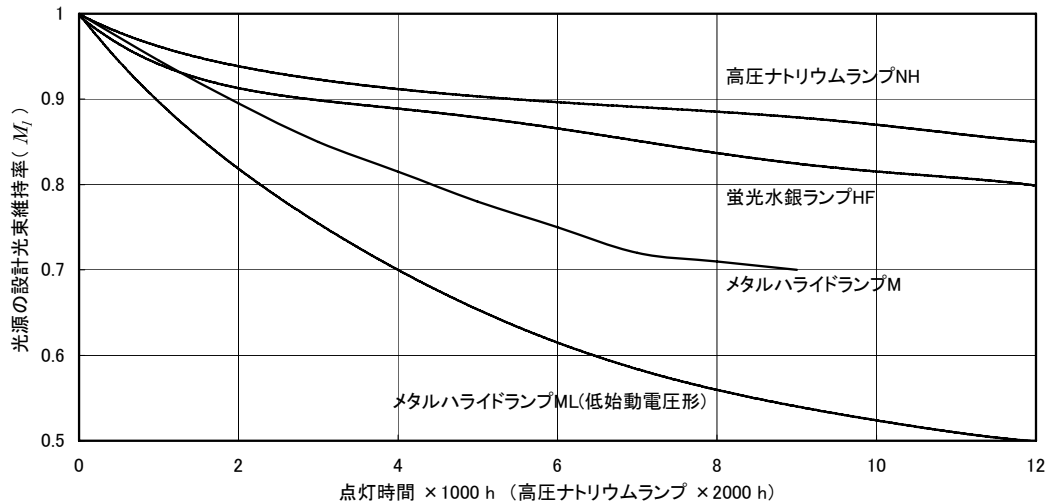


図2.3 HIDランプの設計光束維持率曲線(MI)

照明学会技術指針JIEG-001(2005)



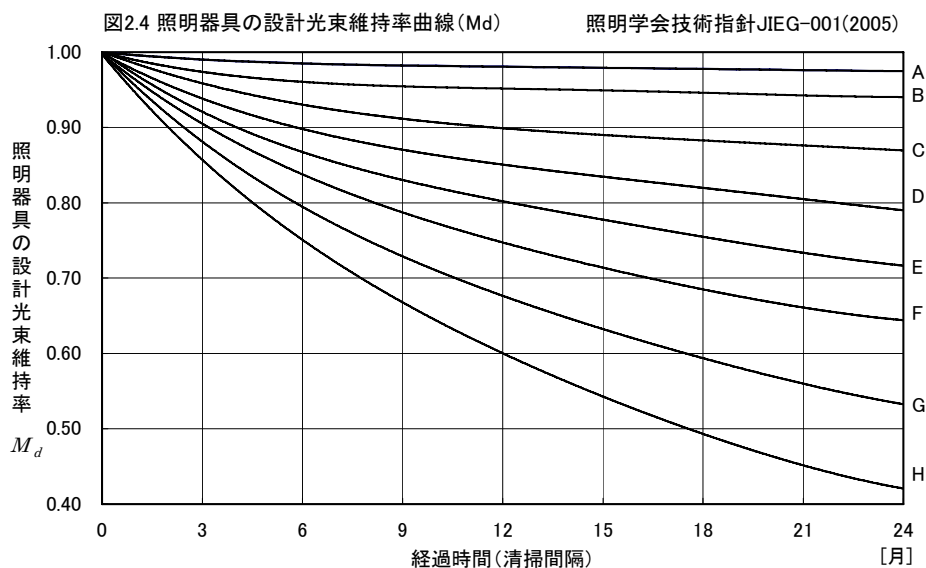


表2.1 周囲環境の分類

照明学会技術指針JIEG-001(2005)

周囲環境 屋内外区分	良 い	普 通	悪 い
屋 内	<ul style="list-style-type: none"> ・じんあいの発生が少なく常に室内の空気が清浄に保たれている場所 (例) 電子計算機室、電話交換室、製図室、精密機械・電子部品の製造・組立工場、検査室、製薬室、分煙された施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に使用される施設、場所 (例) 待合室、集会室、事務室、観客席、コンコース、ロビー、店内全般、展示陳列室、体育館 ・水蒸気、じんあい、煙などがそれほど多く発生しない場所 (例) 制御室、電気室、選別包装室、軽い組立工場、倉庫 ・住宅一般 	<ul style="list-style-type: none"> ・水蒸気、じんあい、煙などを多量に発生する場所 (例) 金属、機械、自動車、化学、セメント、ゴム、繊維、バルブ、ガラス、出版、印刷、造船などの製造・組立工場、厨房、調理室、室内駐車場
屋 外	<ul style="list-style-type: none"> ・都市郊外、住宅地域のようにじんあい、煙、ススの発生がない場所 (例) 運動場、競技場、庭園、広場、公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部、道路隣接地帯のようにじんあい、煙、ススなどの発生がある場所 (例) 商店街、駅前広場、空港広場、駐車場、コンテナヤード、車両操作場、資材置場、自動車ターミナル、一般道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・重工業地帯のようにじんあい、煙、ススなどの発生が多い場所 (例) 重工業地帯の道路、車両操作場、資材置場、自動車ターミナル、その他の屋外施設、幹線道路、トンネル

表2.2 照明器具の種類と周囲環境との組合わせ

照明学会技術指針JIEG-001(2005)

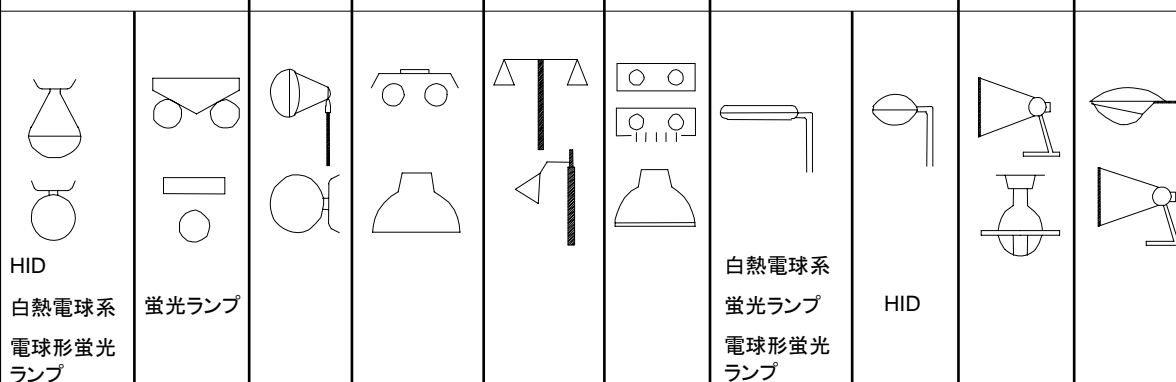
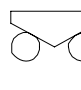
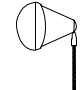
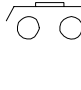
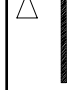
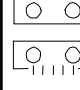
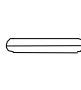
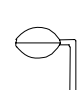
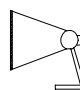

照明器具の種類 周囲環境	露出形		下面開放形		簡易密閉形(下面カバー付)			完全密閉形		
	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外		
 <p>HID 白熱電球系 電球形蛍光 ランプ</p>	 <p>蛍光ランプ</p>					 <p>白熱電球系 蛍光ランプ 電球形蛍光 ランプ</p>	 <p>HID</p>			
良い	A	C	A	C	C	D	D	C	B	B
普通	B	D	B	D	D	E	E	D	C	C
悪い	C	F	C	F	F	F	F	E	D	D

表2.3 標準的保守率(屋内)

照明学会技術指針JIEG-001(2005)

高圧ナトリウムランプ(NH) 20,000時間
 電球形蛍光灯ランプ(EFA) 5,000時間
 蛍光灯ランプ(HF) 10,000時間
 コンハ外蛍光灯ランプ(FHT) 8,000時間
 電球形電球(LDS) 2,000時間
 蛍光灯ランプ(FLR) 8,000時間
 ハロゲン電球(JD) 2,000時間
 蛍光灯ランプ(ML) 7,000時間
 ミニクリプトン電球(LW) 1,000時間
 蛍光灯ランプ(M) 10,000時間
 電球形電球(LW) 1,000時間
 白熱電球

注) 交換時間は、白熱電球系は不点になるまで、その他は定格寿命の約80%の時点を目安とした。

照明器具の種類	周囲環境	白熱電球		ミニクリプトン電球		ハロゲン電球		電球形蛍光灯ランプ				
		良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い			
I ₁	露出形 HID白熱電球系、 電球形蛍光灯ランプ	0.91	0.89	0.84	0.88	0.86	0.81	0.89	0.84	0.77	0.74	0.70
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I ₂	下面開放形 (下面粗いハルーバ)	0.84	0.79	0.70	0.81	0.77	0.67	0.79	0.70	0.70	0.66	0.58
		0.79	0.74	0.70	0.77	0.72	0.67	0.74	0.70	0.66	0.62	0.58
I ₃	簡易密閉形 (下面カバー付)	0.89	0.84	0.79	0.86	0.81	0.77	0.89	0.84	0.79	0.74	0.66
		0.89	0.84	0.79	0.86	0.81	0.77	0.89	0.84	0.79	0.74	0.66
I ₄	完全密閉形 (ハッペン付)	0.78	0.74	0.70	0.78	0.73	0.69	0.77	0.73	0.69	0.65	0.61
		0.78	0.74	0.70	0.78	0.73	0.69	0.77	0.73	0.69	0.65	0.61

＜参考＞

	電球形電球		電球形蛍光灯ランプ	
	良い	悪い	良い	悪い
0.72	0.70	0.66	0.63	0.55
-	-	-	-	-
0.66	0.63	0.59	0.55	0.55
0.70	0.66	0.66	0.63	0.63

注) 特性改善の可能性有り。

照明器具の種類	周囲環境	電球形電球		ミニクリプトン電球		ハロゲン電球		電球形蛍光灯ランプ		高圧ナトリウムランプ(NH)		電球形電球		電球形蛍光灯ランプ					
		良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い				
I ₁	露出形 HID白熱電球系、 電球形蛍光灯ランプ	-	-	-	-	-	-	0.80	0.77	0.73	0.85	0.83	0.78	0.55	0.53	0.50	0.71	0.69	0.65
		0.74	0.70	0.61	0.69	0.61	0.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I ₂	下面開放形 (下面粗いハルーバ)	0.74	0.70	0.61	0.69	0.61	0.61	0.73	0.69	0.61	0.78	0.74	0.65	0.50	0.47	0.42	0.65	0.61	0.54
		0.74	0.70	0.61	0.69	0.61	0.61	0.73	0.69	0.61	0.78	0.74	0.65	0.50	0.47	0.42	0.65	0.61	0.54
I ₃	簡易密閉形 (下面カバー付)	0.70	0.66	0.61	0.69	0.61	0.61	0.69	0.65	0.61	0.74	0.70	0.65	0.47	0.44	0.42	0.61	0.58	0.54
		0.70	0.66	0.61	0.69	0.61	0.61	0.69	0.65	0.61	0.74	0.70	0.65	0.47	0.44	0.42	0.61	0.58	0.54
I ₄	完全密閉形 (ハッペン付)	0.78	0.74	0.70	0.78	0.73	0.69	0.77	0.73	0.69	0.83	0.78	0.74	0.53	0.50	0.47	0.69	0.65	0.61
		0.78	0.74	0.70	0.78	0.73	0.69	0.77	0.73	0.69	0.83	0.78	0.74	0.53	0.50	0.47	0.69	0.65	0.61

4.3 エネルギー管理

4.3.1 省エネ法

照明設備に係るエネルギーの効率的利用は、経済性とともに省エネという観点でも重要であり、その省エネ基準は「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下省エネ法）」によっています。

省エネ法は、石油ショックを背景に1979年に制定されましたが、近年の一層の地球温暖化対策推進のたびに強化が重ねられ、工場、建築物、運輸等の様々な分野にエネルギー管理の仕組みが導入されてきました。

さらに、京都議定書の目標達成のため、近年大幅にエネルギー消費量が増加している分野に対して2008年5月に改正が行なわれました。

今回の改正により、建築分野では2009年4月から、大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令、住宅事業建主が新築する戸建て住宅の省エネ性能向上を促す措置が導入されました。また、2010年4月からは、省エネ措置届出の提出義務の対象となる建築物の適用範囲が拡大されます。

省エネ措置の所轄行政庁への提出において照明設備の省エネ判断基準は、性能型基準（CEC/L）と簡易な仕様型基準（ポイント法）があり、新たに届出の対象となる中小規模の建築物に対しては、現行のポイント法よりさらに評価がしやすくなった簡易のポイント法が設定されます。

4.3.2 性能型基準

*Coefficient of Energy Consumption for Lightingの略

(1) 照明消費エネルギー係数

照明設備に係るエネルギーの効率的利用の程度を評価する判断基準としては、照明消費エネルギー係数（以下「CEC/L」*）が用いられます。CEC/Lは、建築物に設置される照明設備システム全体が1年間に実際に消費すると予測されるエネルギー量すなわち「年間照明消費エネルギー量」を熱量に換算した値を、その設備システムに対して想定される標準的な年間消費エネルギー量すなわち「年間仮想照明消費エネルギー量」を熱量に換算した値で除したものであり、次式で定義されます。

$$CEC/L = \frac{\text{年間照明消費エネルギー量 (kWh/年)} \times \text{電気の一次エネルギー換算値 (kJ/kWh)}}{\text{年間仮想照明消費エネルギー量 (kWh/年)} \times \text{電気の一次エネルギー換算値 (kJ/kWh)}}$$

この式では、値が小さいほどその照明設備システムに係わるエネルギーがより効率的に利用されていることを意味し、この値を照明設備システムが設けられるすべての用途の建築物に対して、表3.1に示すように、1.0以下とすることが求められています。

表3.1 評価基準

建築物の用途	ホテル等	病院等	物品販売業を営む店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等	工場等
CEC/L 基準値	1.0							

「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

(2) CEC/Lの計算

消費エネルギー量は、計算書ではその他設備との比較の必要から熱量表示が求められますが、CEC/Lの計算では熱量に換算する必要はありません。

$$\begin{aligned} \text{CEC/L} &= \frac{\text{年間照明消費エネルギー量 (kWh/年)}}{\text{年間仮想照明消費エネルギー量 (kWh/年)}} \\ &= \frac{\sum E_T}{\sum E_S} = \frac{\sum (W_T \times A \times T \times F / 1000)}{\sum (W_S \times A \times T \times Q_1 \times Q_2 / 1000)} \end{aligned}$$

■評価計算式の各記号の名称・定義および求め方

- E_T : 各室(区画)の年間照明消費電力量(kWh)
- E_S : 各室(区画)の年間仮想照明消費電力量(kWh)
- W_T : 各室(区画)の計画照明消費電力(W/m²)
- W_S : 各室(区画)の標準照明消費電力(W/m²)
- A : 各室(区画)の床面積(m²)
- T : 各室(区画)の年間照明点灯時間(h)
- F : 照明設備の制御による補正係数(無次元)
- Q_1 : 照明設備の種類による補正係数(無次元)
- Q_2 : 照明設備の照度による補正係数(無次元)

CEC/L計算のフローを図3.1に示します。

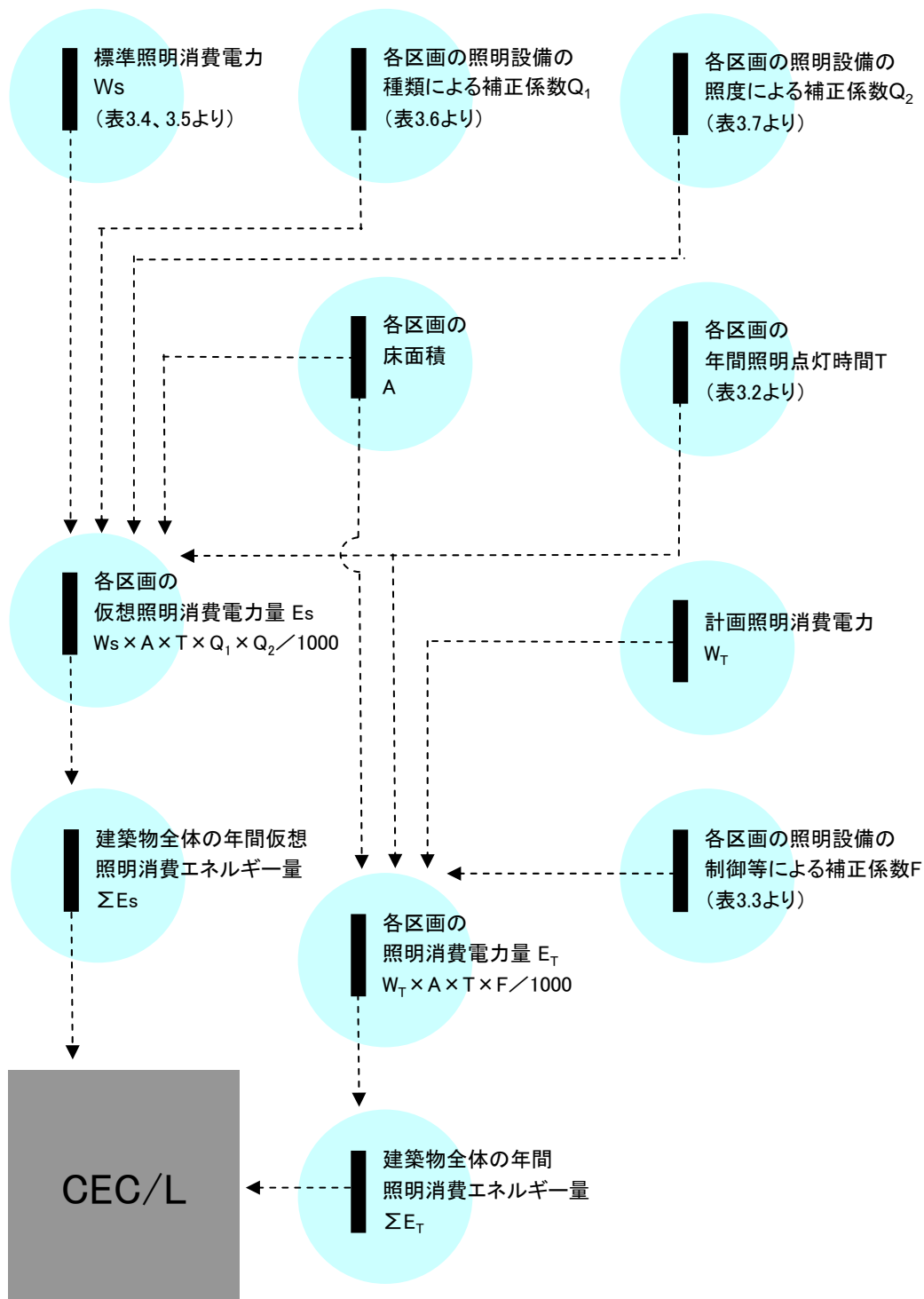


図3.1 CEC/L計算のフロー

(3) 年間照明消費エネルギー量

CEC/Lの分子である「年間照明消費エネルギー量(kWh/年)」は、実際に建設される建築物の照明計画において採用される照明設備システム、制御設備システムにおいて、建築物全体として1年間に消費すると計算予想される照明エネルギー量です。照明設備システムが設置される照明区画毎に、「計画照明消費電力 W_t (W/㎡)」にその空間の「床面積 A (㎡)」と空間の機能別にあらかじめ定められている「年間標準照明点灯時間 T (h)」(表3.2)を乗じて求めた値すなわち「照明消費電力量 E_t (kWh/年)」を、全ての照明区画について積算して求めます。

建築物の各照明区画に設置される照明設備システムにエネルギー消費の低減に有効な制御システムが採用される場合には、その有効性に応じて「照明設備の制御等による補正係数 F (無次元)」(表3.3)を当該照明区画の照明消費電力量に乘じてその低減分を補正します。

実務上の計算過程では、計画照明消費電力 W_t と床面積 A の積は、照明器具1台あたりの入力電力(安定器損失を含む)と照明器具台数の積として直接的に算出されるため、実際には W_t を計算する必要がありませんが、計画照明消費電力 W_t を標準照明消費電力 W_s に照らして検討することは、計画上有意義で必要な過程です。

表3.2 Tの設定値

		1日の使用時間					
		24h	16h	12h	8h	4h	2h
年間稼働日数	365日 (年間全日)	9,000	6,000	4,500	3,000	1,500	700
	310 (週1休)	7,500	5,000	3,750	2,500	1,250	600
	248日 (土日祝休)	6,000	4,000	3,000	2,000	1,000	500
	不定期 間欠の利用	24×日数	16×日数	12×日数	8×日数	4×日数	2×日数

- * 評価対象の空間(区間)毎に、年間稼働日数と照明設備システムの1日使用時間を勘案して、一番近似する欄の数値を選択する。
- * 当該評価対象建築物の年間稼働日とは無関係に照明設備システムが使用される空間(区間)については、相当する年間稼働日の欄を参照する。
- * 不定期あるいは間欠的に使用される照明設備システムにおいては、その使用の実情に応じて、最下欄の数値を使用する。
- * 計画や設計に伴い、別途正確な年間点灯時間の推定がなされている場合は、その数値を用いてもよい。

「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

表3.3 照明施設の制御による補正係数 F

制御の方法	係数
カード、センサ等による在室検知制御	0.80
明るさ感知による自動点滅制御	
適正照度制御	0.85
タイムスケジュール制御	0.90
昼光利用照明制御	
ゾーニング制御	
局所制御	1.00
その他	

「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

(4) 年間仮想照明消費エネルギー量

CEC/Lの分母である「年間仮想照明消費エネルギー量(kWh/年)」は、建築物におけるさまざまな照明区画を標準的な照明設備システムにより照明することで照明環境の質を一定のレベルに維持する場合に必要な照明エネルギー量について、建築物全体として1年間に消費すると計算予測される照明エネルギー量です。照明設備システムが設置される建築物の照明区画毎に、空間の機能別にあらかじめ定められている「標準照明消費電力 W_s (W/m²)」(表3.4、3.5)にその区画の「床面積 A (m²)」と空間の機能別にあらかじめ定められている「年間照明点灯時間(h)」を乗じて求めた値、すなわち「仮想照明消費電力量 E_s (kWh/年)」をすべての照明区画について積算して求めます。

用途などの観点から高度の視機能が要求される照明環境や高い質の水準を必要とする照明環境については、そのために要する最低限のエネルギー消費の増加を許容する必要があります。そのため、建築物の照明区画に設置される照明設備システムが標準より若干多くのエネルギー消費を必要とする場合には、その必要の程度に応じて2種類の補正がなされます。すなわち「照明設備の種類による補正係数 Q_1 (無次元)」と「照明設備の照度による補正係数 Q_2 (無次元)」を当該空間の標準照明消費電力量に乘じて、質的向上のための消費エネルギーの増加をあらかじめ標準照明消費エネルギー量を表現する分母に見込むことを意味します(表3.6、表3.7)。

表3.4 W_s の設定値(一般空間)

カテゴリー	対象空間の例	W_s (W/m ²)
1	玄関ホール・エントランス(店舗)	55
2	営業室(官庁・銀行・証券・記入・保険・商社・不動産・建設などあらゆる業種)製図室・設計室・デザイン室	40
3	玄関ホール・エントランス(店舗以外) ラウンジ・フロント・受付 コンピュータ室・管理室・制御室・監視室・防災センター 商品展示室・ディスプレイ空間 店舗売り場	30
4	EVホール・エスカレーター空間 事務室・会議室・応接室・待合室・談話室 書庫・ファイル室・資料室・印刷室・図書室・閲覧室・メディア視聴室 教室・講義室・研修室・実習室・準備室・集会室・CAD/DVT室 ・言語ラボ 売店・チケットカウンター 食堂・レストラン・喫茶室・厨房	20
5	便所・洗面所・浴室 喫煙室・リフレッシュ空間・給湯室 更衣室・休養室・控え室・当直室・仮眠室・用務員室 廊下・通路・会談(外部者利用あり)	15
6	廊下・通路・会談(内部者利用のみ) 倉庫(出入頻度大) バックヤード・荷積み荷降ろしスペース	10
7	機械室・電気室 駐車場・車路・駐輪場 非常階段 倉庫(出入頻度小および無人倉庫)・車庫	5

「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

表3.5 Wsの設定値(特殊空間)

カテゴリー	対象空間の例	Ws (W/m ²)
1	手術室・分娩室	55
2	救急窓口 精密機械組み立て色合せなど細かい視作業が伴う工場	40
3	スポーツ公式競技 診察室・薬局 展示スペース(石彫刻・金属彫刻・陶磁器) 宴会場・式場・広間 カラオケ・遊戯場・娯楽施設などの遊戯スペース	30
4	スポーツ一般競技・スポーツ室内競技 検査室・処置室・集中治療室・準備室・ナースステーション・回復室 ・物理療法室・放射線検査室 幼稚園・保育所の保育室・遊戯室 一般製造工場・修理工場(全般照明のみ) 展示スペース(木彫・彫塑) 楽屋・演者控え室・講師控え室 美容室・調髪室・着付室	20
5	スポーツ練習・レクリエーションスポーツ 宿泊客室 映画・テレビ・写真などのスタジオ(全般照明のみ)	15
6	病室・リネン機材室 老人ホーム・福祉ホーム・児童福祉施設などの居室 宿泊リネン室 観客席(スタジアム、屋内競技場・劇場・映画館・講演など) 自動製造工場 展示スペース(絵画・書道) 神社・寺院・教会などの礼拝スペース	10
7	バー・キャバレー・ナイトクラブなどの客席 ダンスホール・ディスコなどの踊り場 展示スペース(版画・染色・剥製)	5

「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

表3.6 照明設備の種類による補正係数Q₁

	種類	補正係数Q ₁
(1)	まぶしさを制御するためにルーバ、透光性カバーなどを採用するなど、特別の措置が講じられている照明設備	1.3
(2)	その他	1.0

(注) (1)の照明設備の中には、埋め込みダウンライト(光源を問わない。ただし器具下面から光源が露出しないものに限る)や間接照明、建築化照明等が含まれる。建築化照明とは、ウォールウォッシュ照明、コーブ照明、コーニス照明、バランス照明、光天井照明、ルーバ天井照明等のことである。特別の調査又は研究の成果に基づいて係数を算出する場合は、その数値を補正係数Q₁として用いることができる。

「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

表3.7 照明設備の照度による補正係数 Q_2

用途		補正係数 Q_2
(1)	物品販売業を営む店舗等の売場および事務所等の事務室	L/750
(2)	学校等の教室	L/500
(3)	その他	1.0

この表において、Lは設計照度(単位ルクス)を表すものとする。

- *「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケット、その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- *「事務所等」とは、事務所、税務署、警察署、消防署、地方公共団体の支庁、図書館、博物館、郵便局その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- *「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(注) (1)については、物品販売業を営む店舗等の売場の全般照明を白熱電球照明(ハロゲン電球の照明も含む)で行う場合において、商品展示の照明効果を強調するために、計画的に全般照明による照度を低く抑える場合に限っては、照度の補正を行わない。

「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

(5) CEC/Lによる評価のしくみと省エネルギー手法

建築物の照明設備システムにおける消費エネルギーの効率的利用を評価する判断基準としてのCEC/Lは、標準的な照明環境あるいは、それより幾分質の高い照明環境を実現させる場合、分子で表現される照明設備システムの使用エネルギーを、分母で表現される標準的消費エネルギー以下に抑制して、エネルギーの乱用を防止することを意図しています。分母の標準的消費エネルギーは、評価対象となる空間の個別の事情や要求に対応した補正により、増減が可能とされるのでCEC/Lは、照明設備システムの消費エネルギー効率を問う指標であり、消費エネルギー量の絶対値に言及するものではありません。

努力の方向としては、各種の照明の省エネルギーのための技術的手法をより多く採用してCEC/Lの分子の値をできるだけ小さくすることになります。判断基準を満たすためのみの目的で必然性のない照度低下など照明環境の質の悪化を伴うような計画は戒めるべきで、そのための工夫がなされています。

照明設備システムに採用可能な代表的な省エネルギー手法としては、表3.8に示すものがあります。照明設備に係わる手法は、計画照明設備電力 W_t を、制御設備にかかわる手法は、照明設備の制御等による補正係数 F を、いずれもより小さな値にすることで、照明のための消費エネルギーの低減に寄与します。

表3.8 照明装置における省エネルギー手法

照明設備に係わる手法	1) 高効率光源の採用 2) 省電力型安定器の採用 3) 高効率照明器具の採用 4) 照明方式の工夫
制御設備に係わる手法	5) カード、センサ等による在室検知制御 6) 明るさ感による自動点滅制御 7) 適正照度制御 8) 照明方式の工夫(TAL照明方式の採用) 9) 昼光利用制御 10) ゾーニング制御 11) 局所制御

「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

4.3.3 仕様型基準

(1)仕様型基準の適用

省エネ法制定当初から運用されてきた性能型基準は評価の精度は高いのですが、計算が複雑で分かりづらい難点があります。そこで、2003年の省エネ法の改正により、省エネ基準の対象が大幅に拡大されたことから、積極的な評価を促進するために簡単な作業でもって省エネ基準に対する適合性の判断が行なえる基準も必要と考えられことから制定されたのが、仕様型基準です。

代表的な省エネ手法や要素の効果をポイント化してチェックリストにしていることから、仕様型基準は通称ポイント法と呼ばれます。

ポイント法は、簡便であるという利点は有していますが、その策定に当たっては非常に単純な建物や設備のモデルが想定されており、実際のやや複雑な建物や設備に対してポイント法を適用すると、当然のことながら誤差が生じます。このため、床面積が5000㎡以下の小規模なものに対してだけ適用できることになっています。

さらに、2010年4月から省エネ措置の届出が義務付けられる床面積300㎡以上の建築物については、2000㎡未満のものに対してのみ、現行のポイント法より簡易に評価できるポイント法が整備される予定です。

(2)ポイント法の計算

対象建築物にとって重要な照明区画または床面積の大きな照明区画それぞれについて優先順を決め、延べ面積の50%を超えるまでを対象とし評価します。照明区画とは、同種の照明システムが設置され、同質の照明環境が形成されており、他と容易に区別できる空間的なまとまりを意味します。

方法としては、表3.9から表3.11の評価ポイントを合計し、修正点(基礎点)の80点を加えた数値が100点以上となるようにします。

表3.9 照明設備の照明効率に関する評価点

各項目に係わる措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとします。

項目	措置状況		点数
光源の種類	蛍光ランプ(コンパクト型の蛍光ランプを除く)	総合効率が100ルーメン/ワット以上のものを採用	12
		総合効率が90ルーメン/ワット以上100ルーメン/ワット未満のものを採用	6
	コンパクト型の蛍光ランプ、メタルハライドランプ又は高圧ナトリウムランプを採用	6	
	LED型ランプを採用	6	
	上記に掲げるもの以外	0	
照明器具の器具効率	下面開放器具	0.9以上	12
		0.8以上0.9未満	6
		0.8未満	0
	ルーバ付器具	0.75以上	12
		0.6以上0.75未満	6
		0.6未満	0
	下面カバー付器具	0.6以上	12
		0.5以上0.6未満	6
		0.5未満	0
上記に掲げるもの以外	0		

1. 「総合効率」とは、蛍光灯の全光束(単位:ルーメン)を蛍光灯と安定器の消費電力(単位:ワット)の和で除した数値とする。
2. 「器具効率」とは、照明器具から出る総光束(単位:ルーメン)を蛍光灯、メタルハライドランプ又は高圧ナトリウムランプの定格光束(単位:ルーメン)で除した数値とする。
3. 「下面開放器具」とは、下面にカバー等が付いていないものをいう。
4. 「下面カバー付き器具」とは、下面に透光性カバー等が付いたものをいう。
5. 「LEDランプ」とは、電圧を加えた際に発光する半導体素子を用いたランプをいう。

表3.10 照明設備の制御方法に関する評価点

措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。

措置状況	点数
7種類の制御の方法(カード、センサー等による在室検知制御、明るさ感知による自動点滅制御、適正照度制御、タイムスケジュール制御、昼光利用照明制御、ゾーニング制御及び局所制御のことをいう。以下この表において同じ。)のうち3種類以上を採用	22
7種類の制御の方法のうち1種類又は2種類を採用	11
上記に掲げるもの以外	0

表3.11 照明設備の配置、照度の設定並びに室等の形状及び内装仕上げの選定に関する評価点

各項目に係わる措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとす。

項目	措置状況	点数
照明設備の配置、照度の設定	事務室の用途に供する照明区画の面積の9割以上に対してTAL方式を採用	22
	事務室の用途に供する照明区画の面積に対して5割以上9割未満に対してTAL方式を採用	11
	上記に掲げるもの以外	0
室等の形状の選定	室指数が5.0以上	12
	室指数が2.0以上5.0未満	6
	上記に掲げるもの以外	0
内装仕上げの選定	天井面の反射率が70パーセント以上、かつ、壁面の反射率が50パーセント以上、かつ、床面の反射率が10パーセント以上	12
	天井面の反射率が70パーセント以上、かつ、壁面の反射率が30パーセント以上50パーセント未満、かつ、床面の反射率が10パーセント以上	6
	上記に掲げるもの以外	0

1. 「TAL」方式とは、タスク・アンビエント照明方式をいう。
2. 室指数kは、次の式によって計算した値とする。

$$k = X \times Y / H \times (X + Y)$$
 この式において、X、Y及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 X 室の開口(単位:メートル)
 Y 室の奥行き(単位:メートル)
 H 作業面から照明器具までの高さ(事務室及び教室以外の室にあたっては床の上面から天井までの高さ)(単位:メートル)
3. 「反射率」とは、天井面、壁面、床面における個々の部材の反射率をそれぞれ面積加重平均したものである。